

「健康日本 2 1（第二次）」の最終評価について
(健康日本 2 1（第二次）最終評価報告書（案）令和 4 年 8 月 3 日版より)

1 最終評価の目的

- 健康日本 2 1（第二次）の推進を定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）」では、健康日本 2 1（第二次）の目標に関し、「目標設定後 5 年を目処にすべての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目処に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する」こととしている。
- 最終評価の目的は、健康日本 2 1（第二次）開始 10 年を目処に、目標に対する実績値の評価や諸活動の成果の評価を行うとともに、健康日本 2 1（第二次）に先だって行われた健康日本 2 1 を含め、これまでに行われてきた 21 世紀の健康づくり運動全体についての評価を行い、得られた課題等を令和 6 年度以降の次期国民健康づくり運動プランに反映させることとしている。
- 健康日本 2 1（第二次）開始 9 年目にあたる令和 3 年より、健康日本 2 1（第二次）推進専門委員会において最終評価の検討を開始し、健康日本 2 1（第二次）開始 10 年目の令和 4 年度に報告書を取りまとめ公表することとしている。

2 最終評価の方法

最終評価においては、以下の 3 点を中心に評価を行う。

1) 目標に対する実績値の評価

各領域における目標項目の実績値の評価及び関連する取組状況を踏まえた分析

2) 諸活動の成果の評価

国、地方公共団体、企業や団体等の取組（成果）の評価

3) 21 世紀の健康づくり運動全体としての評価と次期国民健康づくり運動プランに向けての課題の整理

1) 目標に対する実績値の評価（各領域の評価）

各目標項目（53 項目）について、計画策定時の値と直近の値を比較し、分析上の課題や関連する調査・研究データの動向も踏まえ、目標に対する数値の動きについて、分析・評価を行う。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、令和 2 年及び令和 3 年の国民健康・栄養調査等が中止となり、入手できる直近の値が令和元年のデータである指標が多いことや、健康日本 2 1（第二次）が 11 年という長い計画期間で行われている計画であること等を考慮し、最終評価における目標に対する実績値の評価は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年までのデータを用いて行うこととした。

分析に基づく評価

評価については、以下のとおり、A、B、C、D、Eの5段階で評価する。

- A 目標値に達した
- B 現時点で目標値に達していないが、改善傾向にある
そのうち、設定した目標年度までに目標に達しそうなものを「B」、
目標達成が危ぶまれるものを「B*」として評価する。
- C 変わらない
- D 悪化している
- E 評価困難

一つの目標の中に複数の項目がある目標項目に関しては、まず各項目に関して5段階で評価する。その上で、A=5点、B(B*)=4点、C=3点、D=2点と換算して平均を算出し(小数点以下五捨六入、Eは除く。)、目標項目全体としても5段階で評価する。

2) 諸活動の成果の評価

国、地方公共団体、企業・団体等の取組状況の整理・評価を行う。

- ① 健康日本21(第二次)の計画期間中に行われた国、地方公共団体、企業・団体の特徴的な取組を整理する。
- ② 都道府県、市区町村及び健康日本21推進全国連絡協議会に属する団体に対して調査を実施し、取組状況の評価する。

3) 21世紀の健康づくり運動全体としての評価と次期国民健康づくり運動プランに向けての課題の整理

各領域の実績値の評価、諸活動の成果の評価も踏まえ、健康日本21(第二次)の総合的な評価を行うとともに、健康日本21から続く大きな流れの中で健康づくり運動を評価し、次期国民健康づくりプランに向けての課題を整理する。

3 今後のスケジュール

- 令和4年夏ごろ 最終評価を公表、次期プランについて議論を開始
(専門委員会5回、審議会2回を予定)
- 令和5年春を目途に次期プランを公表
- 令和5年度に都道府県等が健康増進計画を策定
- 令和6年度から次期プランを開始